
西部地区 道路啓開実施計画 【巻末資料】

令和8年3月
大分県

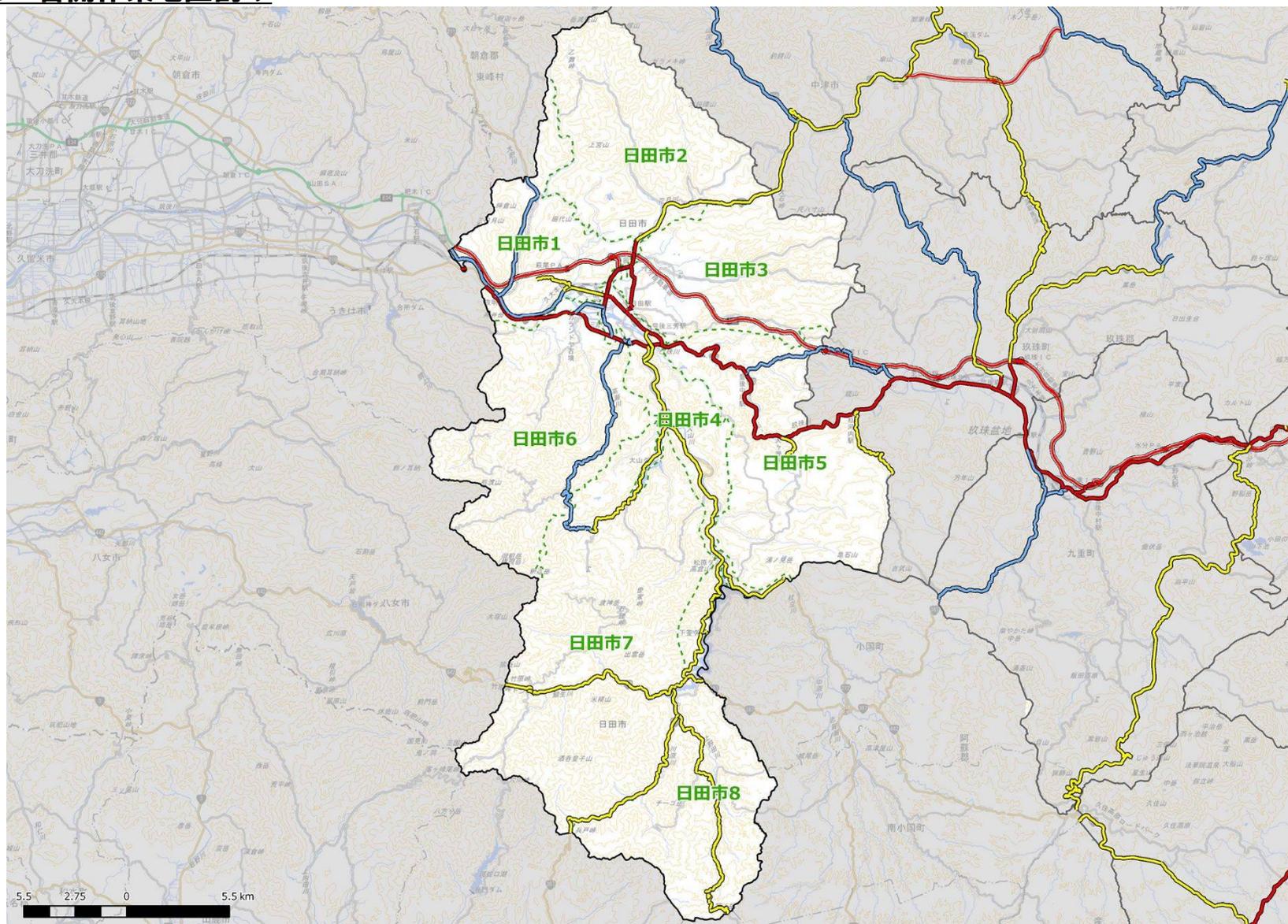
巻末資料

資料1	連絡体制を構築する関係機関	1
資料2	啓開作業地区割り	2
資料3	啓開業者一覧	4
資料4	関連法規一覧	5
資料5	啓開ルート of 啓開体制	9

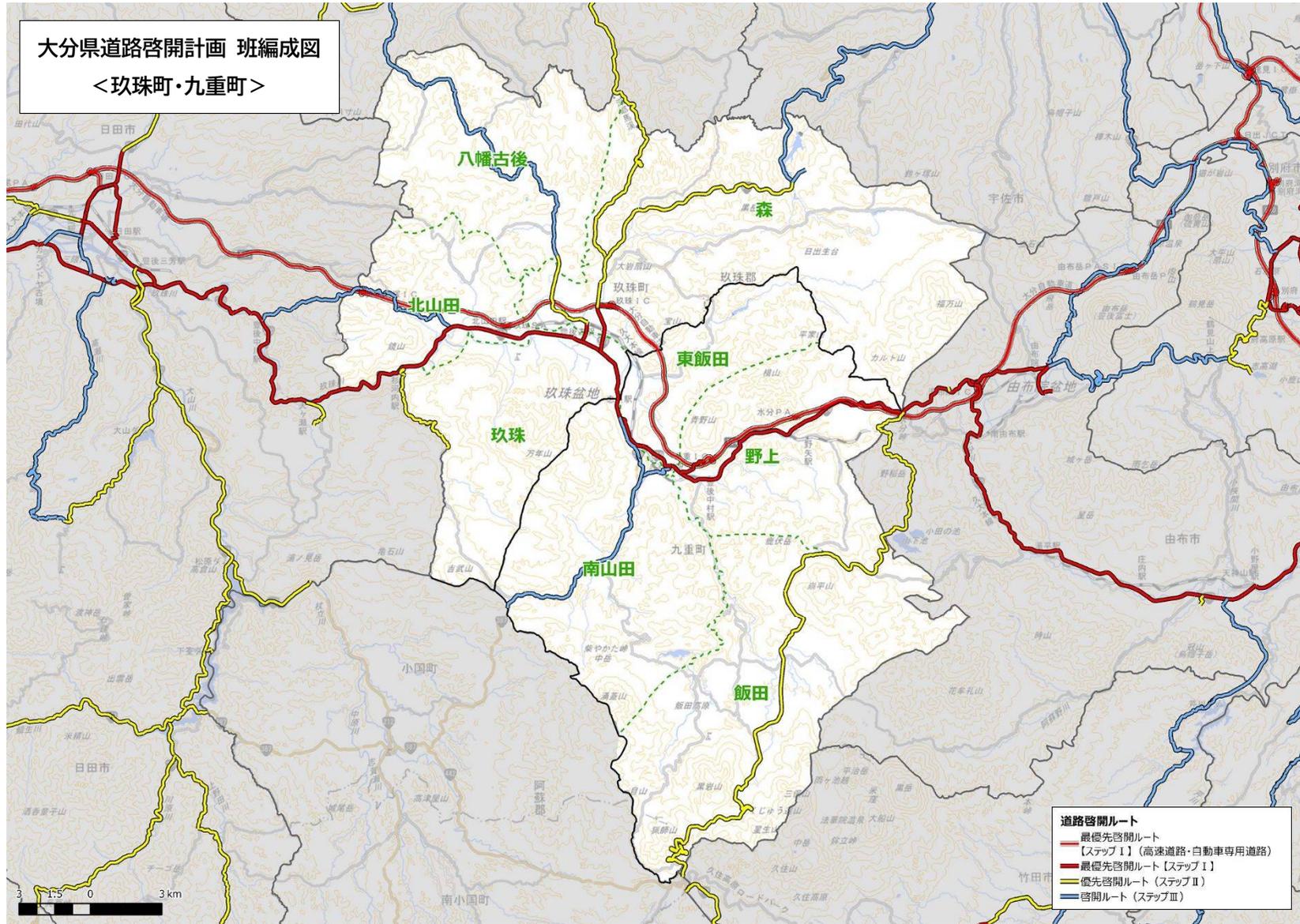
資料1 連絡体制を構築する関係機関

カテゴリー	関係機関		住所
	機関・施設名	活動時の部署	
大分県	大分県災害対策本部 社会基盤対策部	建設政策課	大分市大手町3-1-1（建設政策課）※発災当初
			大分市大手町3-1-1（新館14F）※発災2日目以降
国土交通省	国土交通省 大分河川国道事務所	防災情報センター	大分市西大道1-1-71
NEXCO	西日本高速道路（株） 大分高速道路事務所	総括課	大分市金谷迫字塚田1438
警察機関	大分県警察本部	警備第二課 交通規制課	大分市大手町3-1-1
警察機関	大分県警察本部 高速道路交通警察隊	—	大分市大字金谷迫1438番地
電気事業者	九州電力（株）大分支社	非常災害対策本部	大分市金池町2-3-4
電気通信事業者	NTT西日本（株）大分支店	企画総務部 総務担当	大分市長浜町3-15-7
電気通信事業者	NTT西日本（株）大分支店 長浜ビル（災害対策本部）	災害対策担当	大分市長浜町3-15-7
石油商業組合	大分県石油商業組合	—	大分市都町3-6-26 大分県石油会館
大分県	日田土木事務所	企画調査課 管理・保全課	日田市城町1-1-10
大分県	玖珠土木事務所	総務課	玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1
大分県	玖珠土木事務所	建設保全課	玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1
市町村	日田市役所	防災・危機管理室	日田市田島2-6-1
市町村	日田市役所	土木課	日田市田島2-6-1
市町村	九重町役場	建設課	玖珠郡九重町大字後野上8-1
市町村	玖珠町役場	基地・防災対策課	玖珠郡玖珠町大字帆足268-5
市町村	玖珠町役場	建設水道課	玖珠郡玖珠町大字帆足268-5
警察機関	日田警察署	警備課 交通課	日田市田島2-8-1
警察機関	玖珠警察署	警備課 交通課	玖珠町大字塚脇467
消防機関	日田玖珠広域消防組合 日田消防署	警防係	日田市渡里111-1
消防機関	日田玖珠広域消防組合 玖珠消防署	警防係	玖珠郡玖珠町大字大隈226-5
電気事業者	九州電力（株）日田営業所	非常災害対策部	日田市玉川町586-1
自衛隊	陸上自衛隊第4戦車大隊	—	玖珠郡玖珠町大字帆足2494
建設業協会	（一社）大分県建設業協会 日田支部	—	日田市中城町1-12
建設業協会	（一社）大分県建設業協会 玖珠支部	—	玖珠郡玖珠町大字塚脇727-1

資料2 啓開作業地区割り



大分県道路啓開計画 班編成図
 < 玖珠町・九重町 >



資料3 啓開業者一覧

■日田地区

地域2	ブロック割 (班)	商号
日田	日田①	有限会社ヒグチ企画
日田	日田①	羽野建設株式会社
日田	日田①	(有)手島建設
日田	日田①	(有)松岡ガーデン
日田	日田①	有限会社森山建設
日田	日田①	株式会社川浪組
日田	日田①	大和建设有限会社
日田	日田②	株式会社技建
日田	日田②	有限会社三和土建
日田	日田②	有限会社出野建設
日田	日田②	匠環境メンテナンス(株)
日田	日田②	水郷土木株式会社
日田	日田②	株式会社石井建設
日田	日田②	池部土木株式会社
日田	日田③	加藤建設(株)
日田	日田③	株式会社梶原興業
日田	日田③	環世維株式会社
日田	日田③	株式会社諫山工務所
日田	日田③	九建プロテック株式会社
日田	日田③	有限会社後藤建設
日田	日田③	(有)佐藤産業
日田	日田③	有限会社坂本建設
日田	日田③	有限会社松本土木
日田	日田③	株式会社中島建設興業
日田	日田③	(株)KAJIWARA
日田	日田④	河津建設株式会社
日田	日田④	株式会社江藤工務店
日田	日田④	有限会社高瀬工務店
日田	日田④	酒井工業
日田	日田④	株式会社城全
日田	日田④	前田興業株式会社
日田	日田④	株式会社大山
日田	日田④	有限会社大山建設
日田	日田④	(有)大蔵重機
日田	日田④	有限会社竹下土木
日田	日田④	Y&E企画株式会社
日田	日田⑤	(有)イワシタ総合建設
日田	日田⑤	有限会社ツカサ
日田	日田⑤	(株)トーケイ
日田	日田⑤	株式会社吉野
日田	日田⑤	(株)財津砂利
日田	日田⑤	新日本緑地株式会社
日田	日田⑤	株式会社大征産業
日田	日田⑤	株式会社谷組
日田	日田⑥	トウブ建設株式会社
日田	日田⑥	株式会社原田土木
日田	日田⑥	有限会社宏栄建設
日田	日田⑥	川原興業株式会社
日田	日田⑥	泰斗建設株式会社
日田	日田⑥	田中建設株式会社
日田	日田⑦	株式会社セイワ
日田	日田⑦	有限会社松木重機
日田	日田⑦	(有)松野土木
日田	日田⑧	有限会社岡本建設
日田	日田⑧	株式会社下徳産業

■玖珠地区

地域2	ブロック割 (班)	商号
玖珠	飯田	豊州建設株式会社
玖珠	飯田	有限会社泉水緑化産業
玖珠	飯田	東部緑化産業(有)
玖珠	飯田	有限会社田川建設
玖珠	飯田	有限会社野木組
玖珠	飯田	有限会社若竹実業
玖珠	飯田	(有)木村設備
玖珠	北山田	株式会社ヤマダ
玖珠	北山田	奥村土木(株)
玖珠	北山田	有限会社加藤土木
玖珠	北山田	有限会社玖珠工務店
玖珠	北山田	有限会社フジモト施設
玖珠	玖珠	株式会社宇佐建設
玖珠	玖珠	日清建設株式会社
玖珠	玖珠	株式会社藤建興業
玖珠	玖珠	(有)広成産業
玖珠	玖珠	(有)佐々木建設
玖珠	玖珠	(有)敷津工務店
玖珠	野上	(株)井原組
玖珠	野上	株式会社伊東組
玖珠	野上	株式会社ミツヤマ
玖珠	野上	(株)梅木工務店
玖珠	野上	久大環境(有)
玖珠	東飯田	新成建設(株)玖珠支社
玖珠	東飯田	三笠組
玖珠	東飯田	(有)吉武建設
玖珠	東飯田	有限会社玖珠緑化建設
玖珠	南山田	小倉建設株式会社
玖珠	南山田	株式会社大東建設
玖珠	南山田	株式会社九重緑化産業
玖珠	南山田	(有)麻生建設
玖珠	南山田	(有)菅家工務店
玖珠	森	久栄建設株式会社
玖珠	森	株式会社河野組
玖珠	森	(有)奥九州開発
玖珠	八幡古後	有限会社園田組
玖珠	八幡古後	有限会社横山組
玖珠	八幡古後	有限会社梅野組
玖珠	八幡古後	(有)後藤工務店
玖珠	八幡古後	(有)山下組

資料4 関連法規一覧

法令	関連条	内容	関連項
道路法	第37条	道路の占用の禁止又は制限区域等	第3章 3.3
	第42条	道路の維持又は修繕	第3章 1.4 第3章 3.3
	第46条	通行の禁止又は制限	第3章 2.5
	第67条の2	長時間放置された車両の移動等	第3章 1.4
災害対策基本法	第76条	災害時における交通の規制等	第3章 1.4 第3章 2.7
	第76条の6	災害時における車両の移動等	第3章 1.4 第3章 2.5 第3章 3.3
遺失物法	第4条	拾得者の義務	第3章 3.3
	第13条	施設占有者の義務等	第3章 3.3
	第15条	施設占有者の留意事項	第3章 3.3
	第17条	特例施設占有者に係る提出の免除	第3章 3.3
	第22条	特例施設占有者による返還時の措置	第3章 3.3
	第23条	特例施設占有者による帳簿の記載等	第3章 3.3

道路法

第 37 条(道路の占用の禁止又は制限区域等)

道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占用を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占用の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

3 道路管理者は、前二項の規定に基づいて道路の占用を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

第 42 条(道路の維持又は修繕)

道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

(略)

第 46 条(通行の禁止又は制限)

道路管理者は、左の各号の一に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

第 67 条の 2 (長時間放置された車両の移動等)

道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かななければならない。

3 道路管理者は、第一項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」という。)に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管を継続する必要がなくなつた場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

第 68 条(非常災害時における土地の一時使用等)

道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

災害対策基本法

第 76 条(災害時における交通の規制等)

都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限が行われたときは、当該通行禁止等を行った都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

(一部省略)

第 76 条の6(災害時における車両の移動等)

道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間(以下この項において「指定道路区間」という。)内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第 1 項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は当該措置をとるため、やむを得ない限度において当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

- 一 第 1 項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合
- 二 道路管理者が、第 1 項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合
- 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第 1 項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

4 道路管理者は、第 1 項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(一部省略)

遺失物法

第 4 条(拾得者の義務)

拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件（埋蔵物を除く。第三節において同じ。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十五条第三項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

第 13 条(施設占有者の義務等)

第 4 条第 2 項の規定による交付を受けた施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

第 15 条(施設占有者の留意事項)

施設占有者は、第 4 条第 2 項の規定による交付を受けた物件については、遺失者に返還し、又は警察署長に提出するまでの間、これを善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

第 17 条(特例施設占有者に係る提出の免除)

施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当するもの（以下「特例施設占有者」という。）は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件を遺失者に返還することができない場合において、交付又は拾得の日から 2 週間以内に、国家公安委員会規則で定めるところにより当該物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、提出をしないことができる。この場合において、特例施設占有者は、善良な管理者の注意をもって当該物件を保管しなければならない。

第 22 条(特例施設占有者による返還時の措置)

特例施設占有者は、保管物件を遺失者に返還するときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者が当該保管物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書と引換えに返還しなければならない。

2 特例施設占有者は、拾得者の同意があるときに限り、遺失者の求めに応じ、拾得者の氏名等を告知することができる。

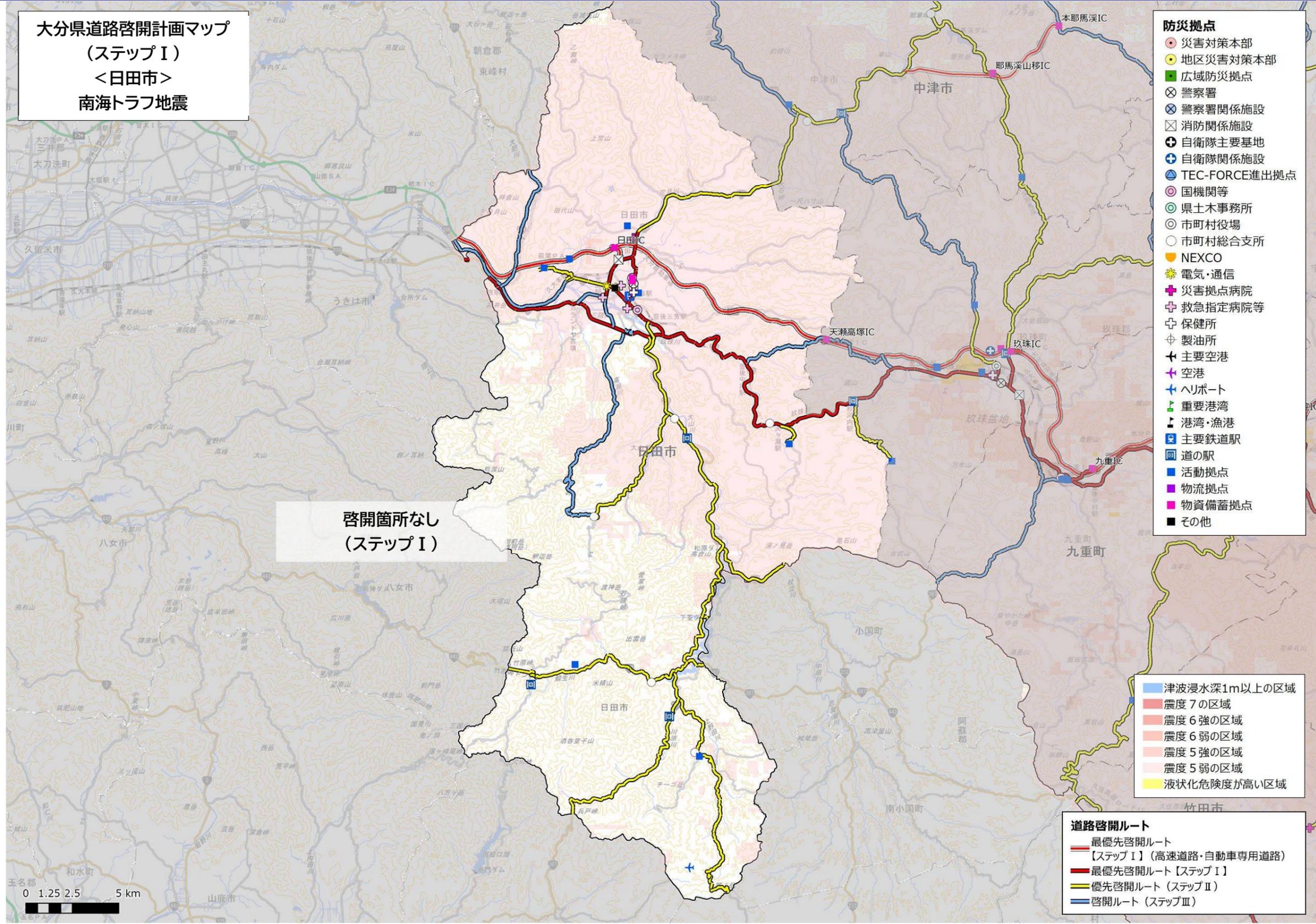
3 特例施設占有者は、前項の同意をした拾得者の求めに応じ、遺失者の氏名等を告知することができる。

第 23 条(特例施設占有者による帳簿の記載等)

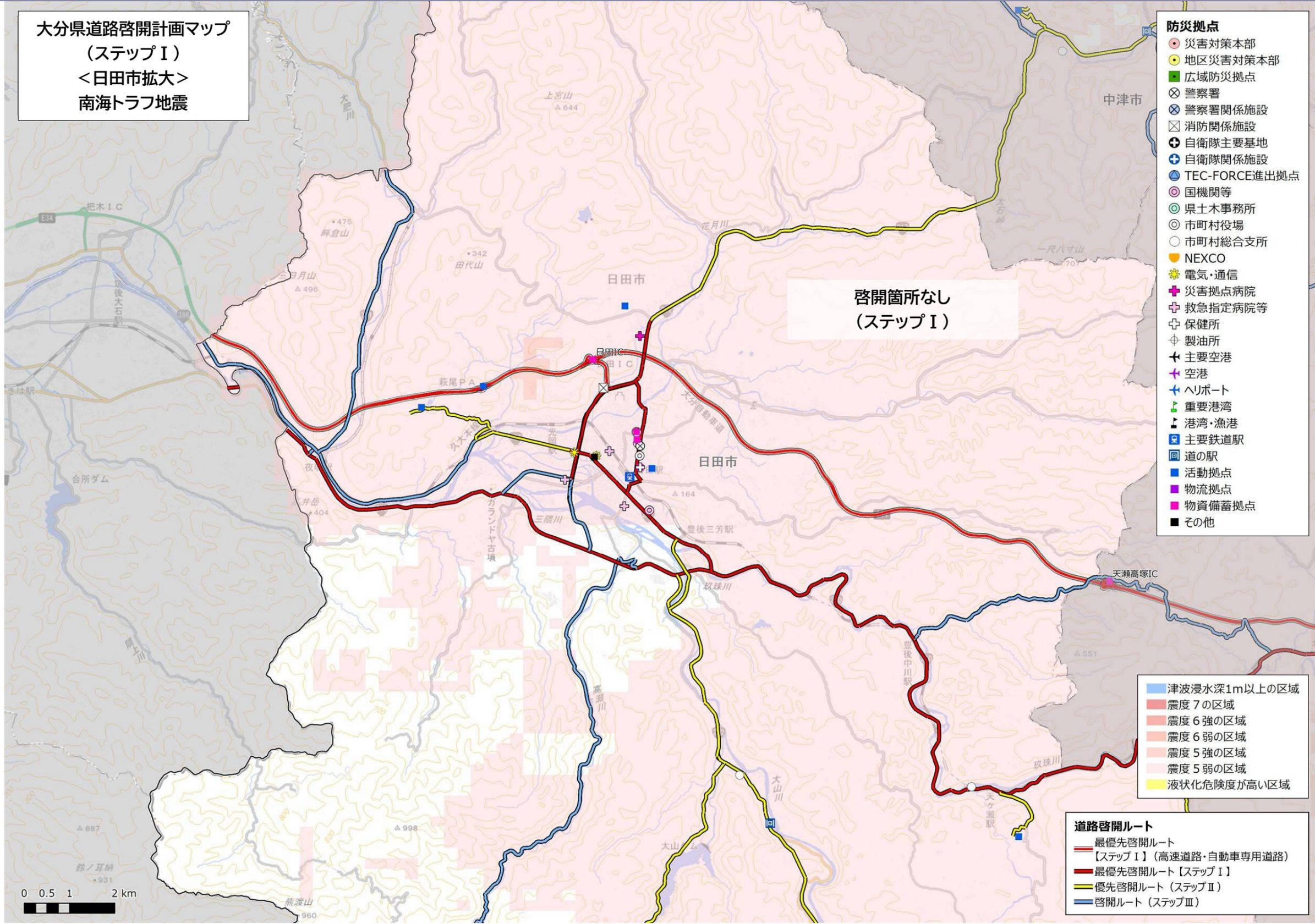
特例施設占有者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、保管物件に関し国家公安委員会規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

資料5 啓開ルートの啓開体制

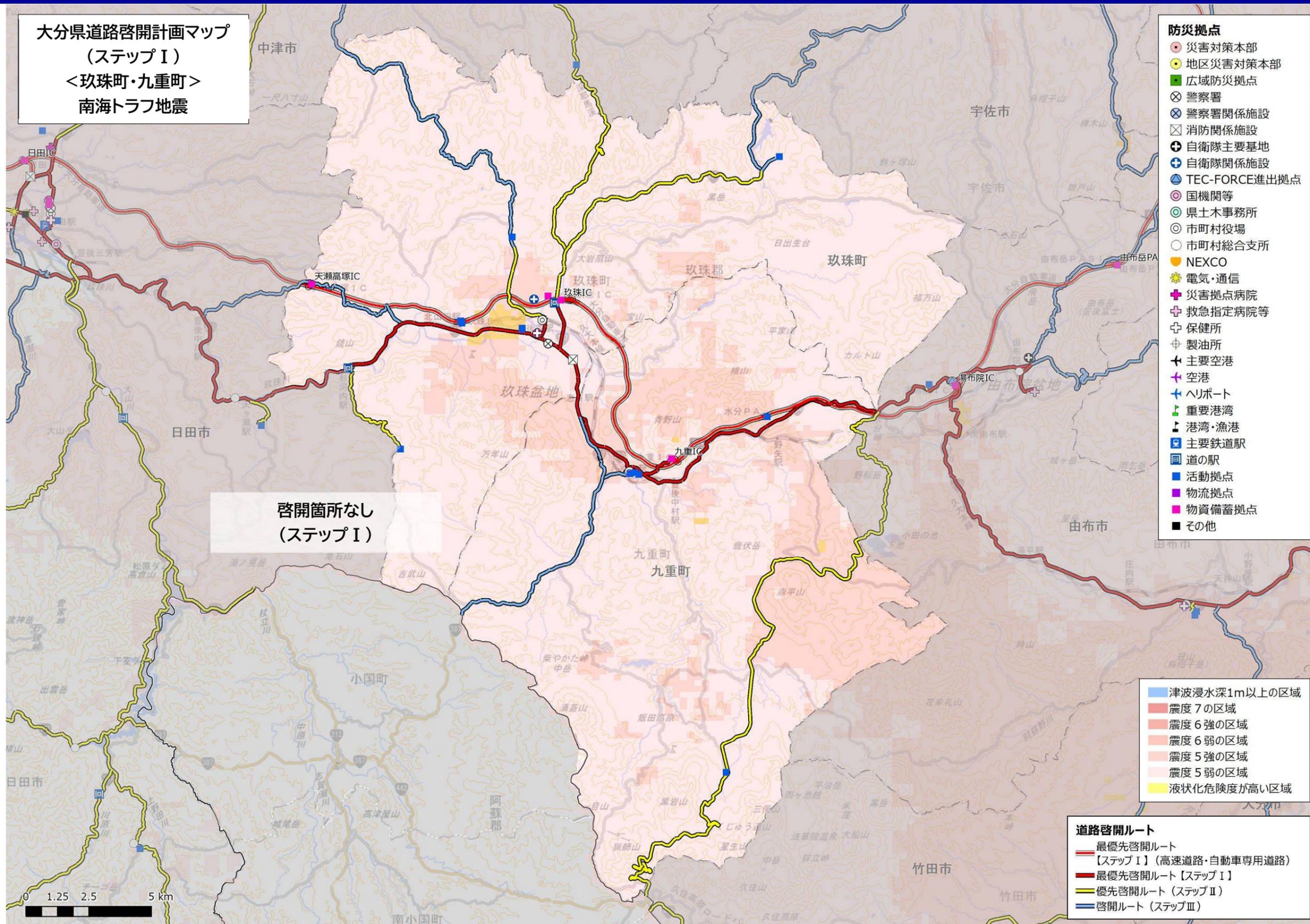
【南海トラフ地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(1/4)



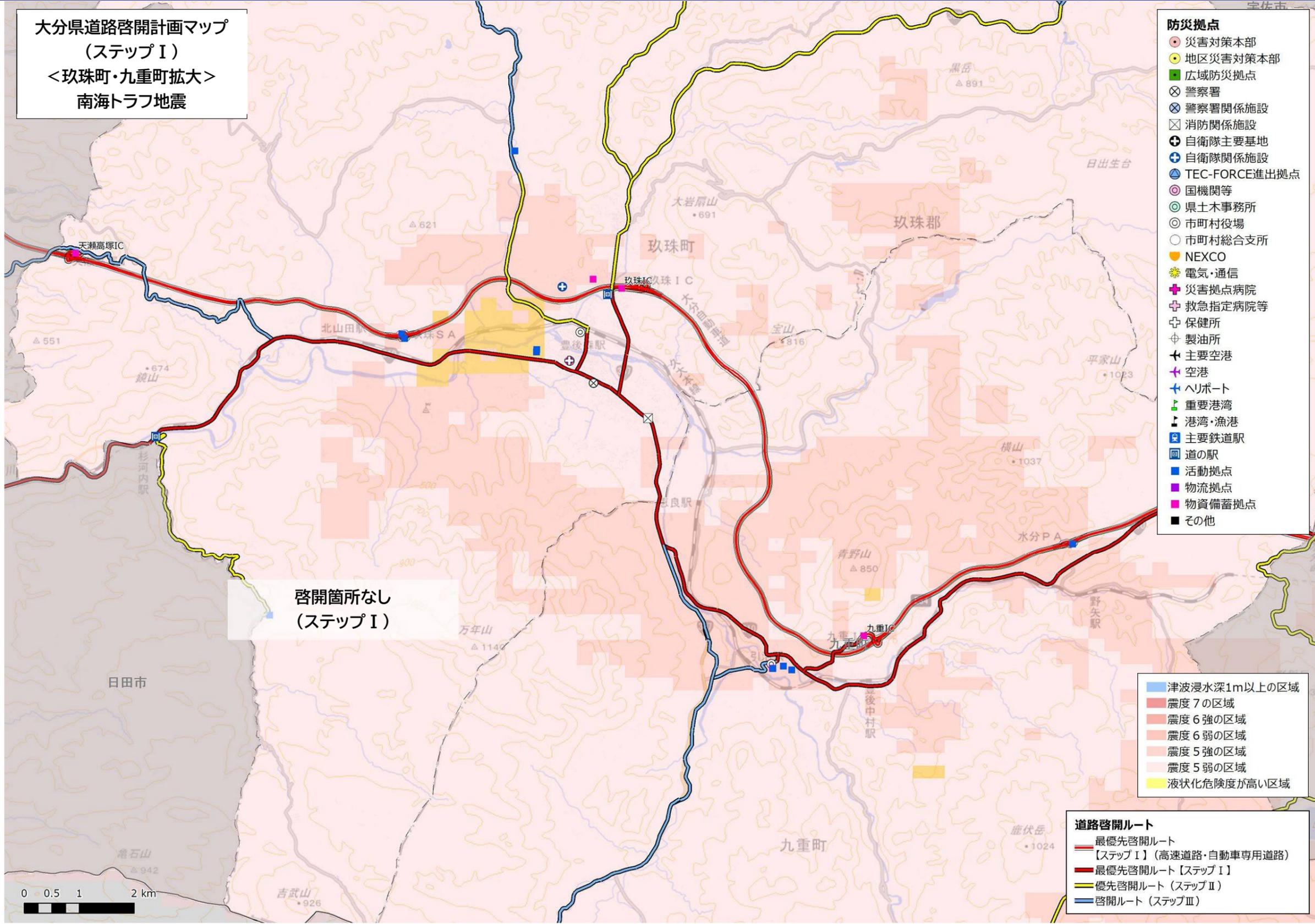
【南海トラフ地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(2/4)



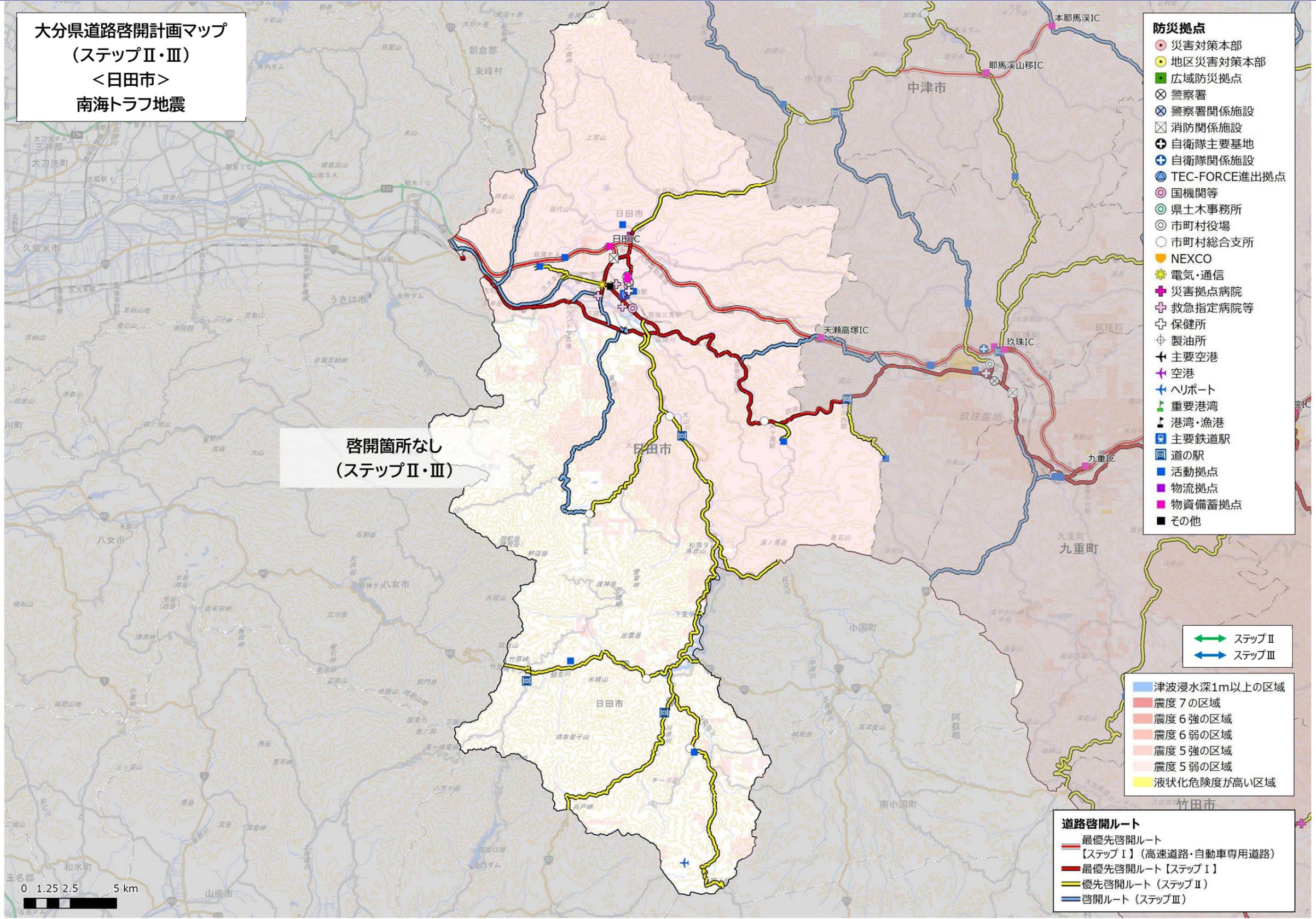
【南海トラフ地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(3/4)



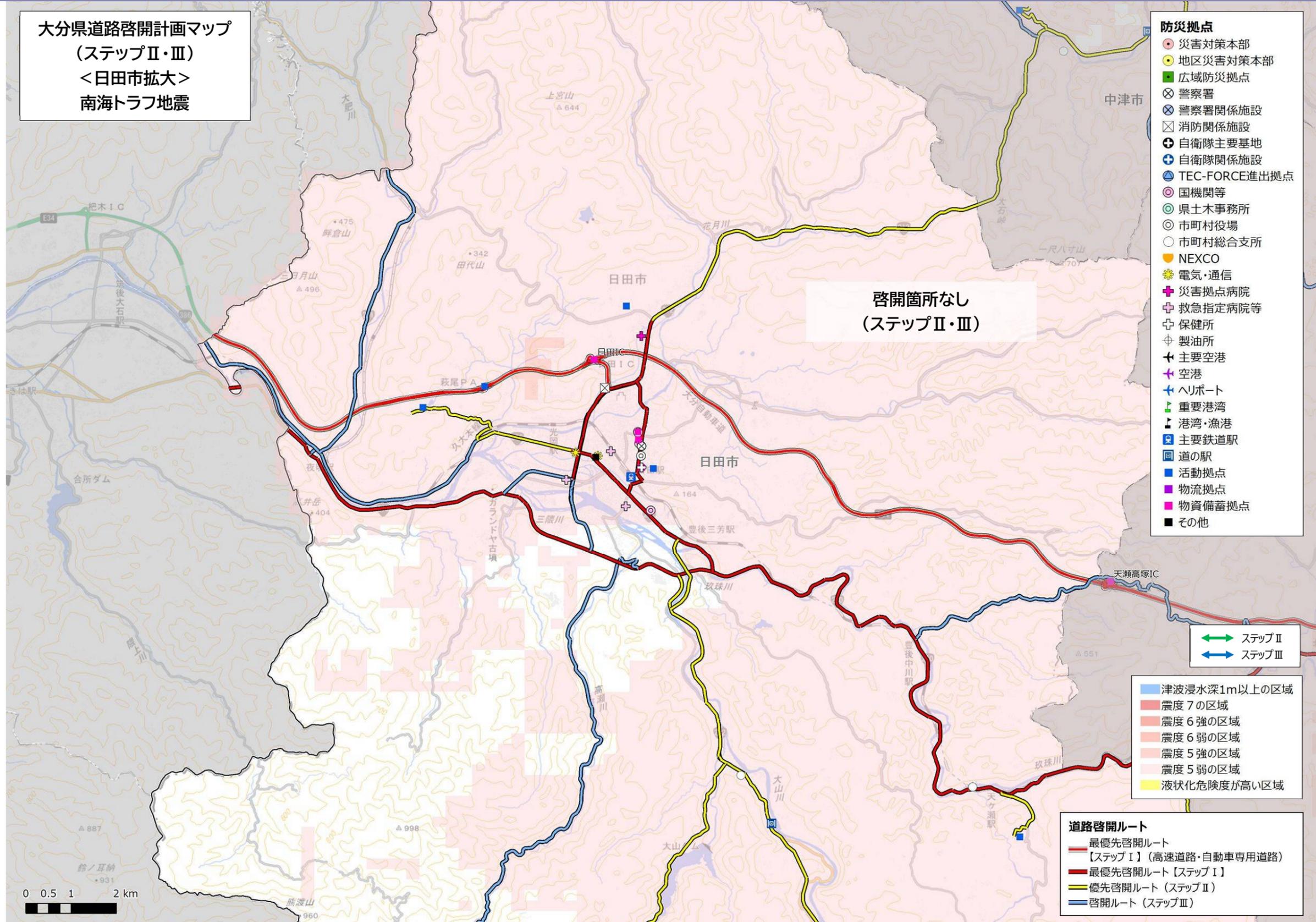
【南海トラフ地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(4/4)



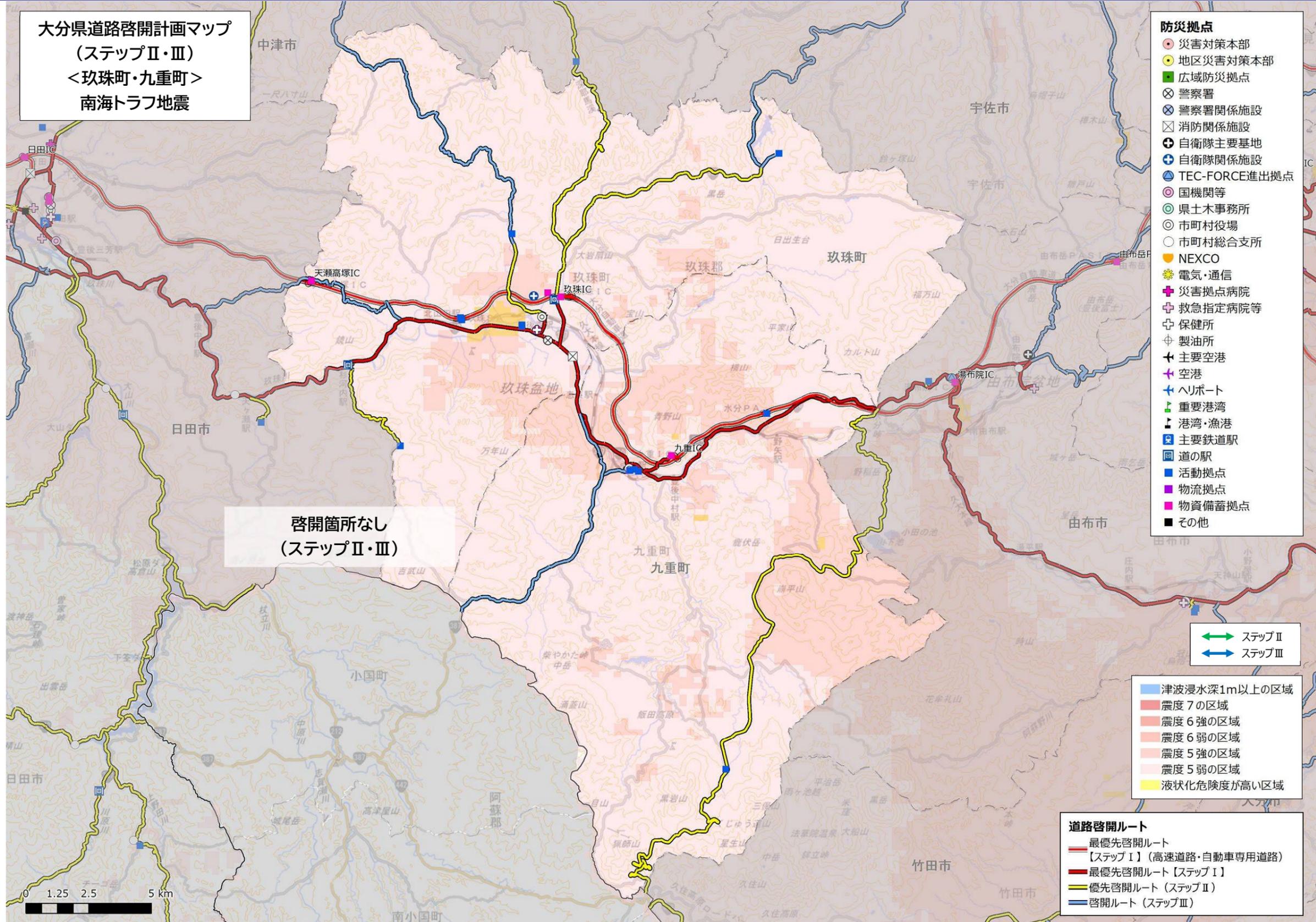
【南海トラフ地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(1/4)



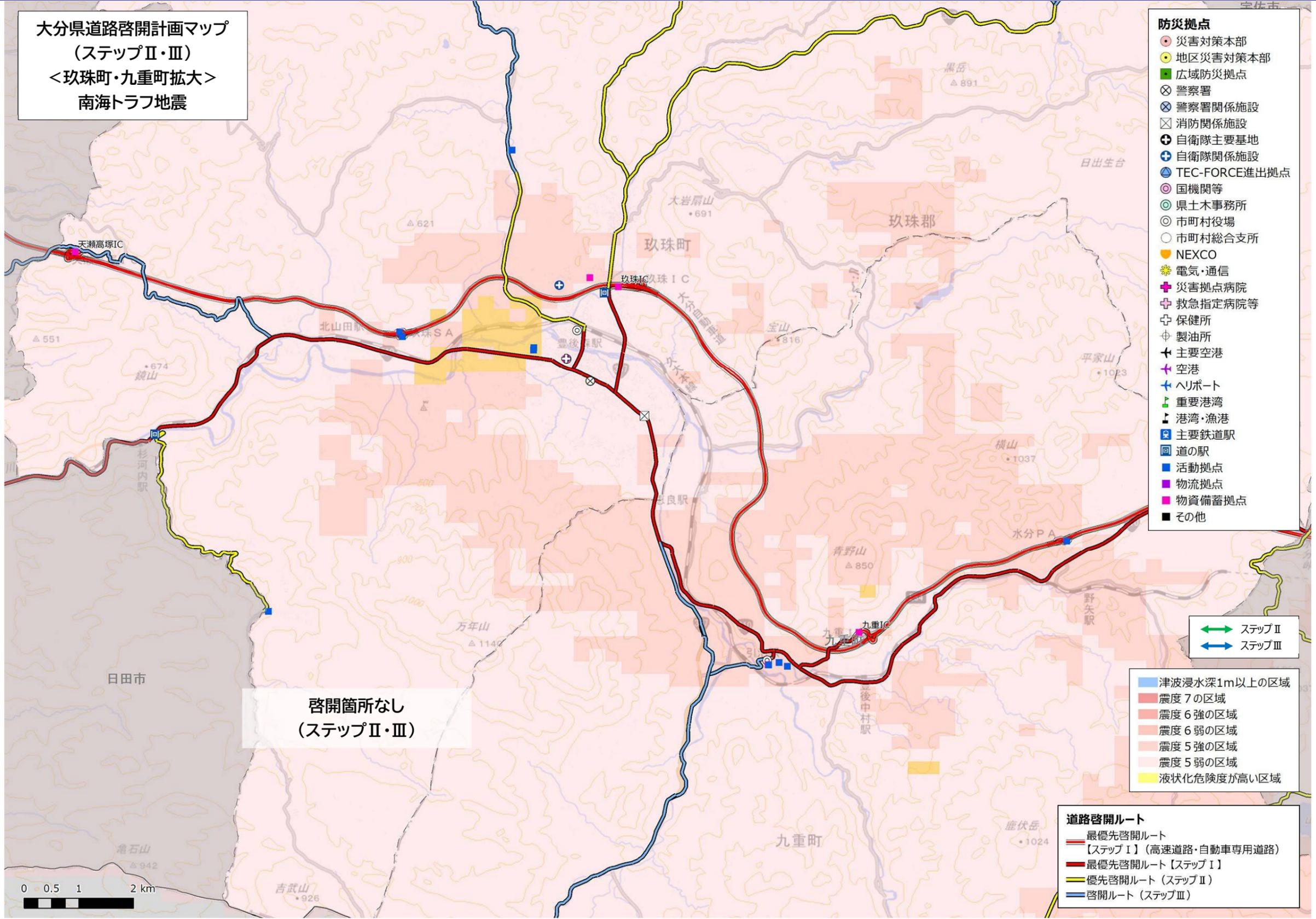
【南海トラフ地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(2/4)



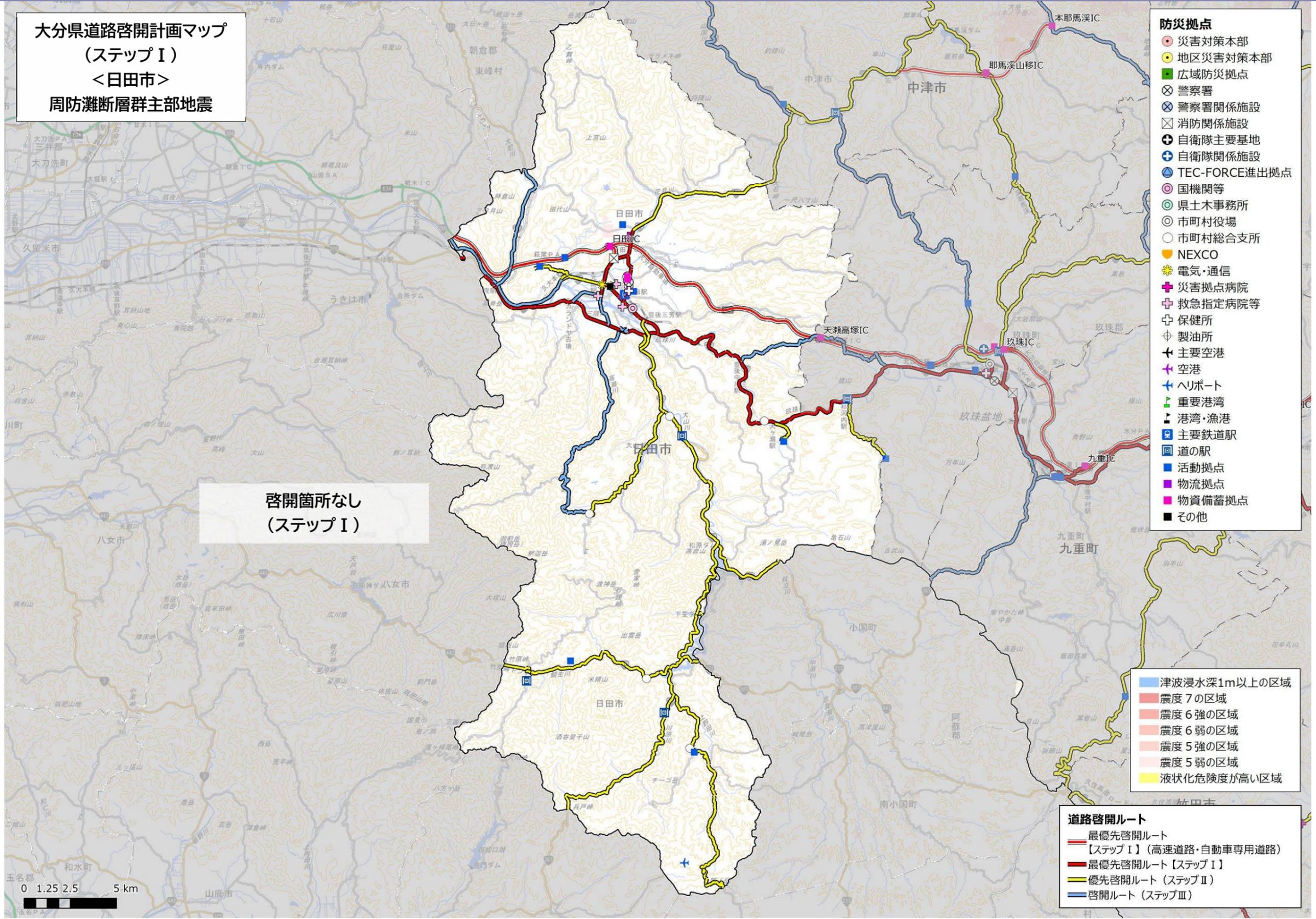
【南海トラフ地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(3/4)



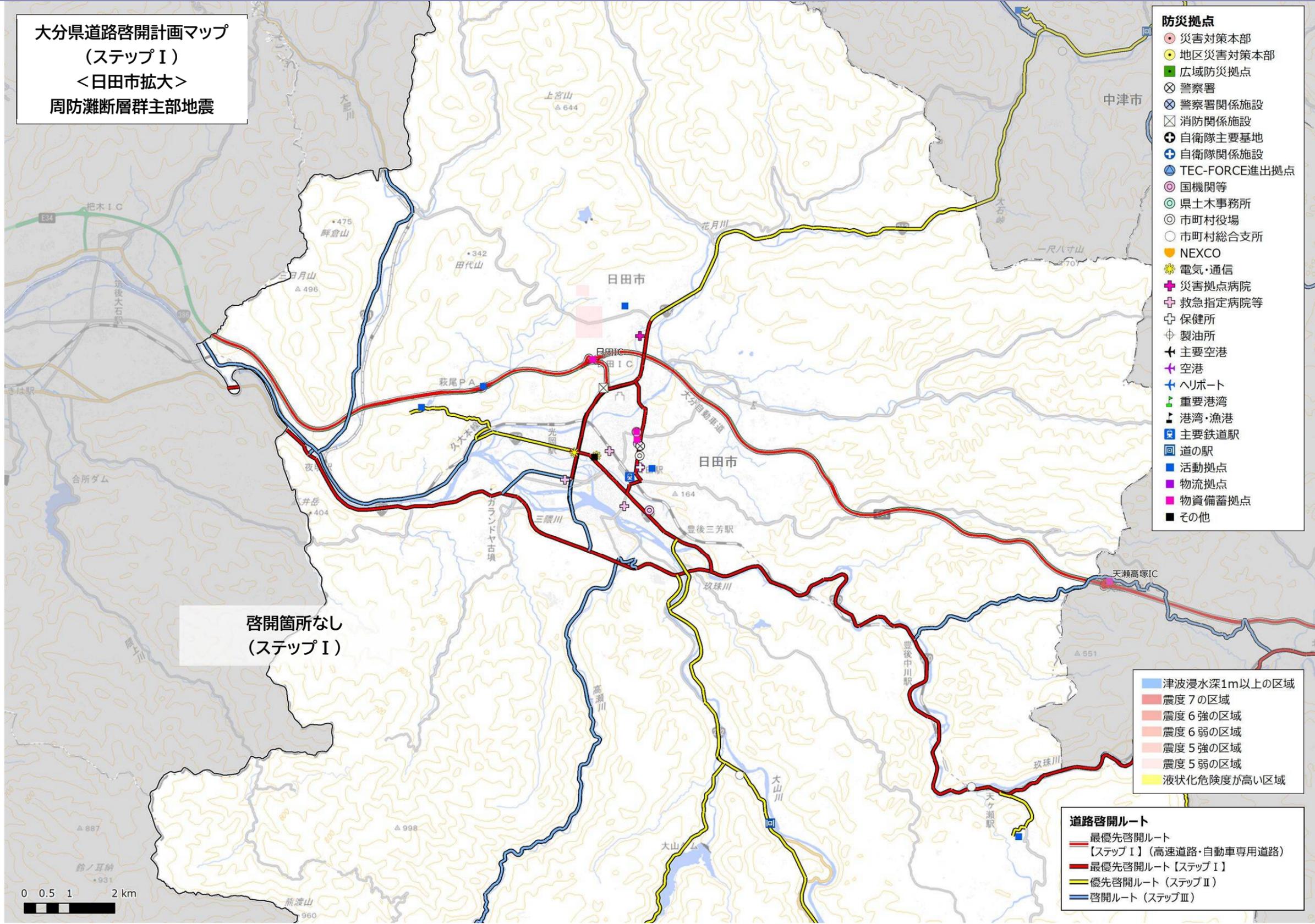
【南海トラフ地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(4/4)



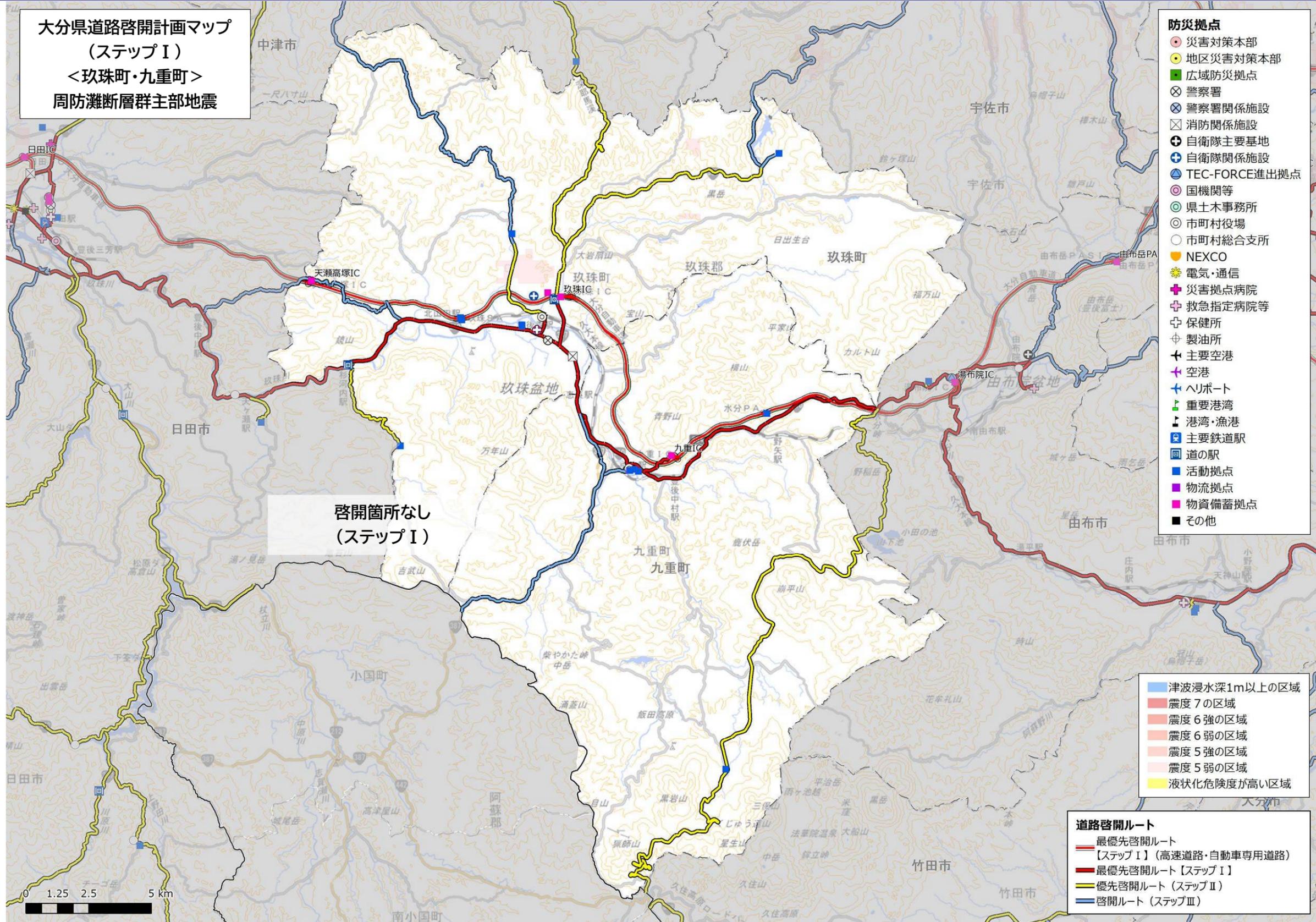
【周防灘地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(1/4)



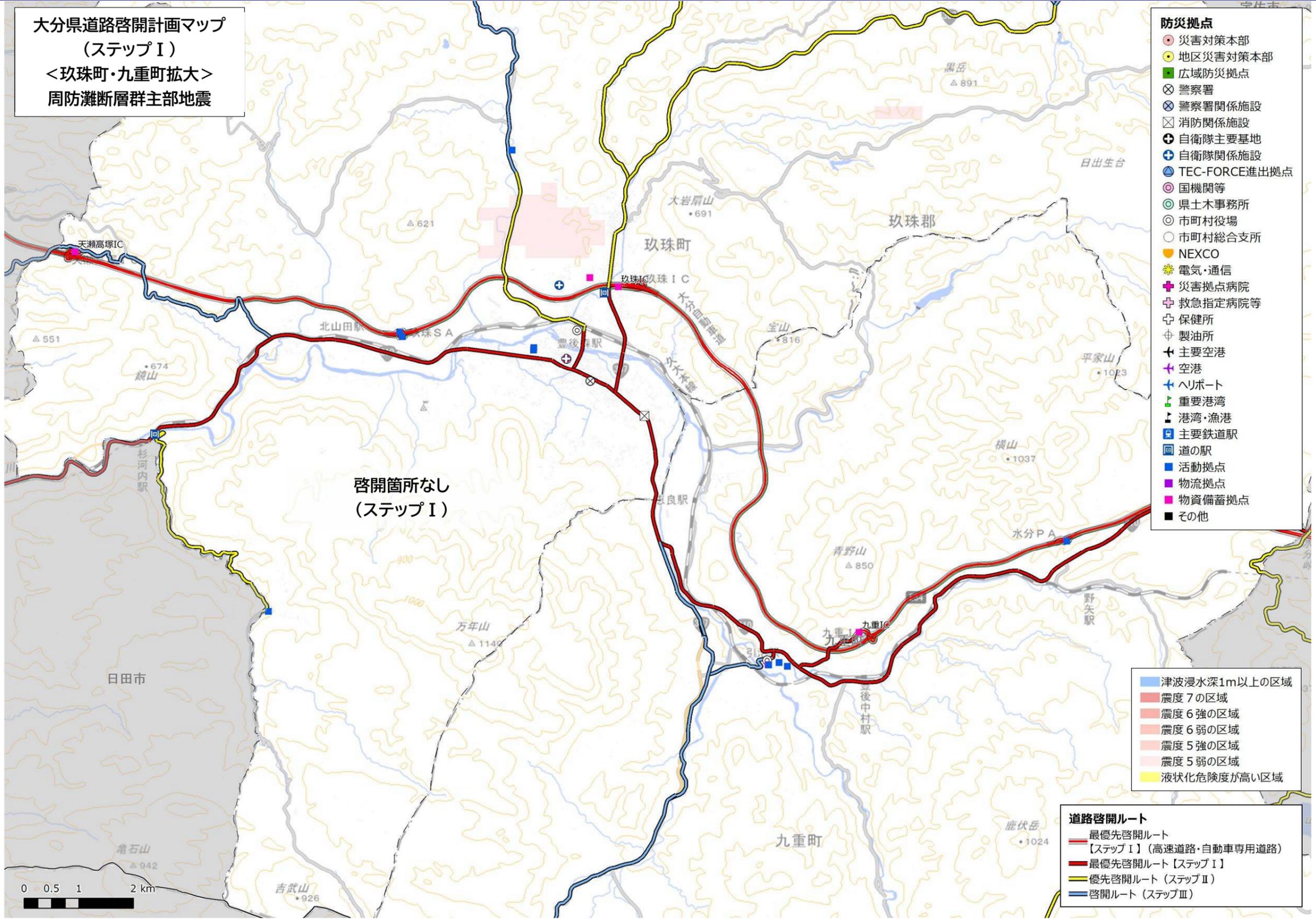
【周防灘地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(2/4)



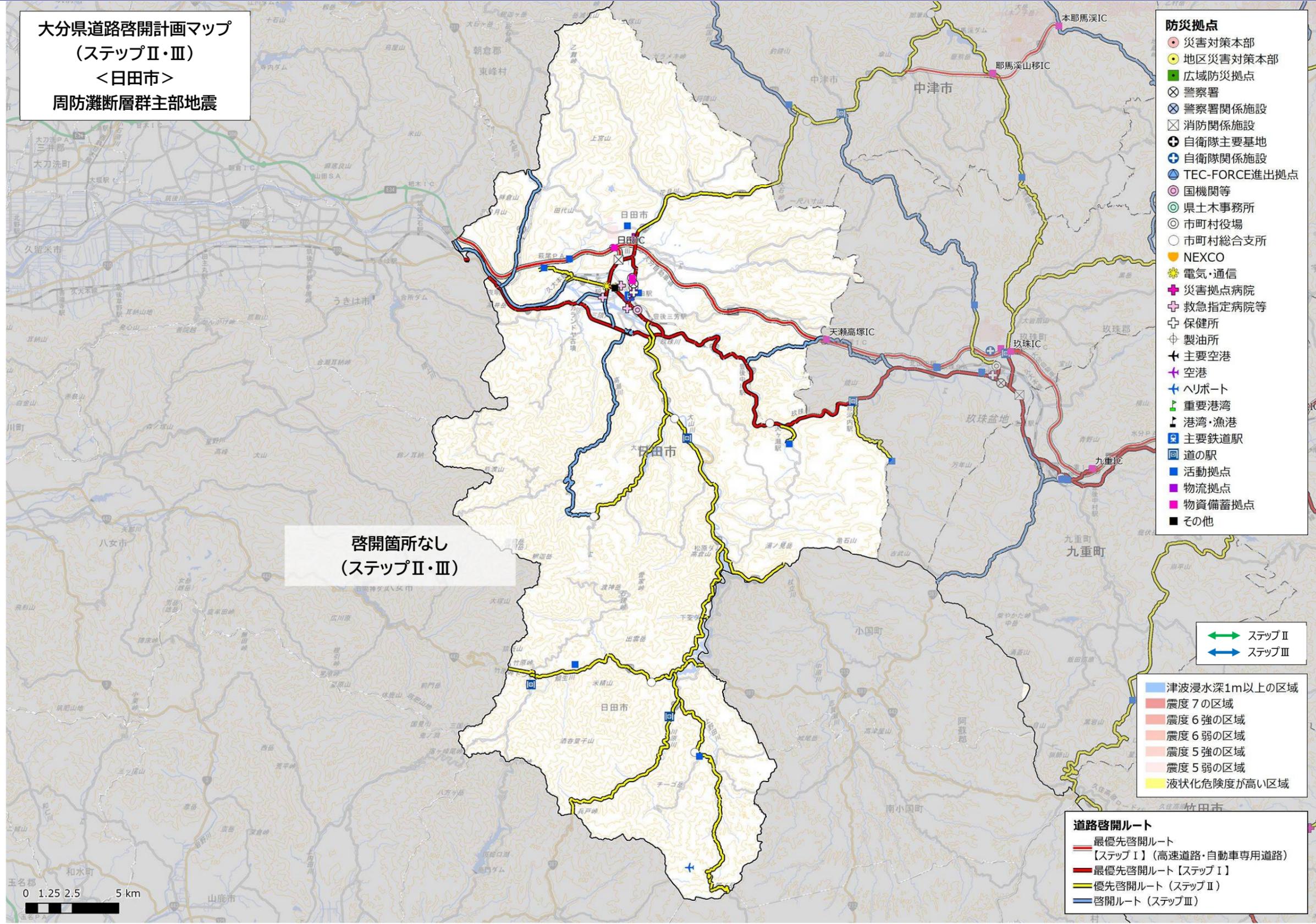
【周防灘地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(3/4)



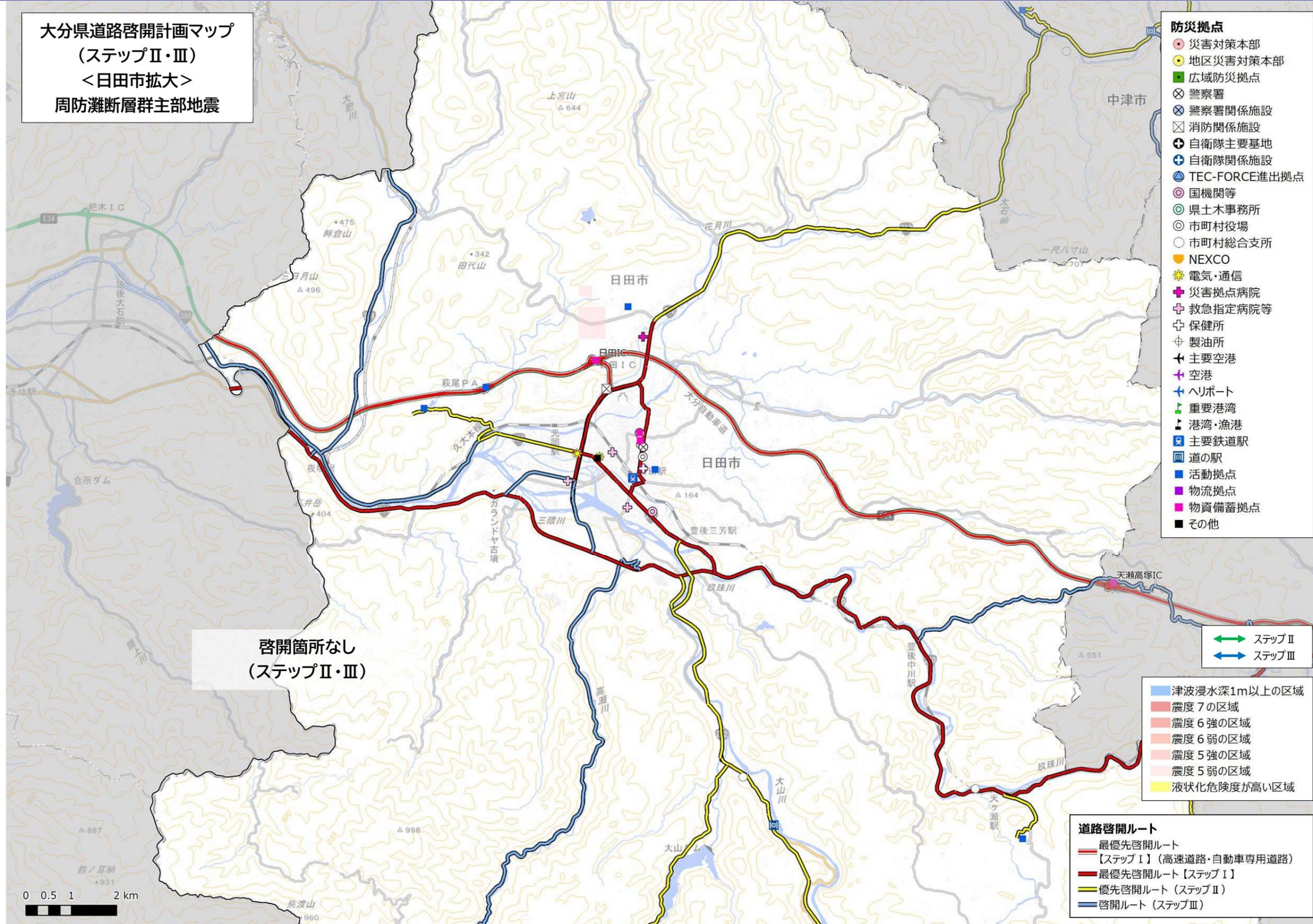
【周防灘地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(4/4)



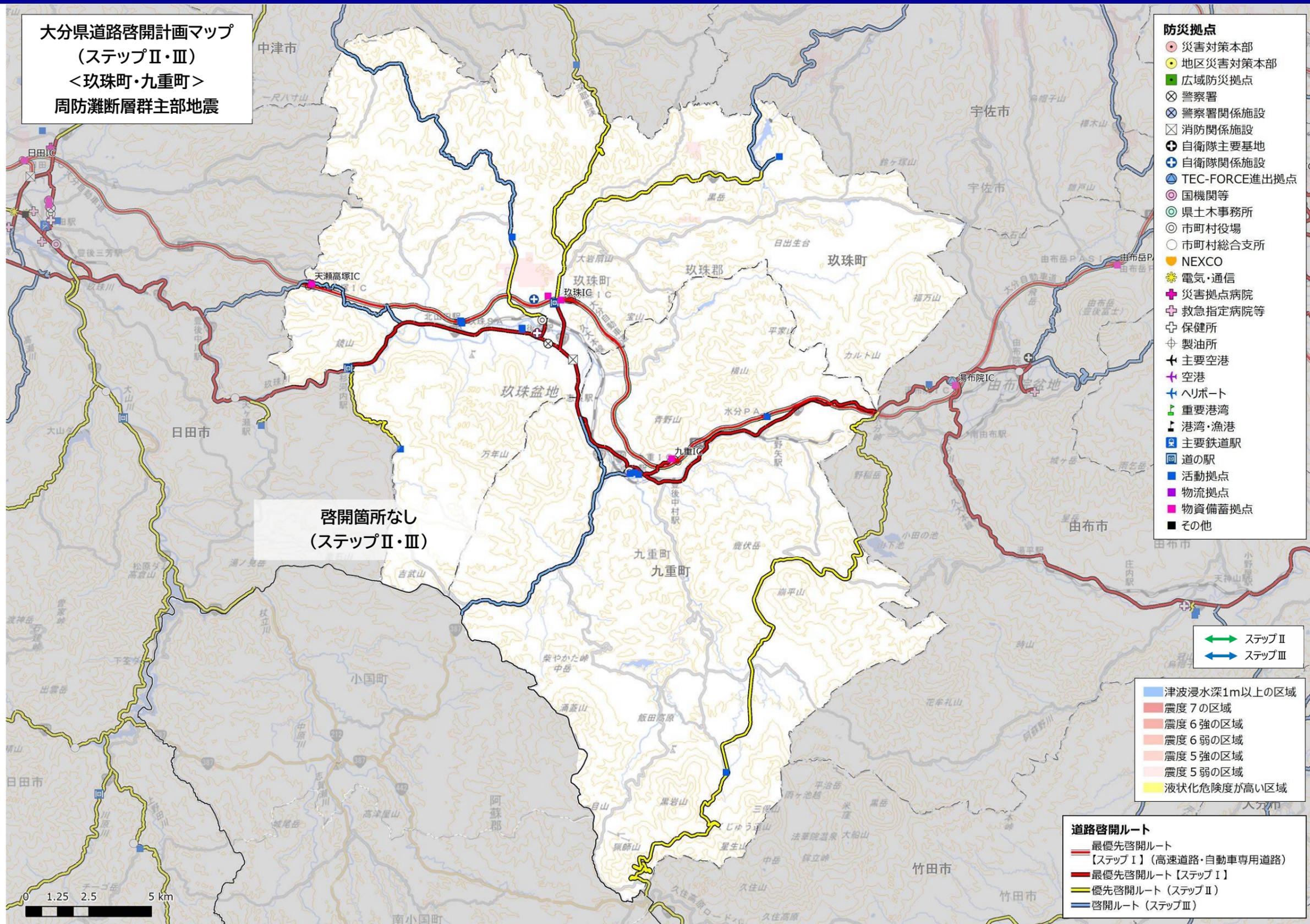
【周防灘地震】最優先啓開【周防灘地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(1/4)



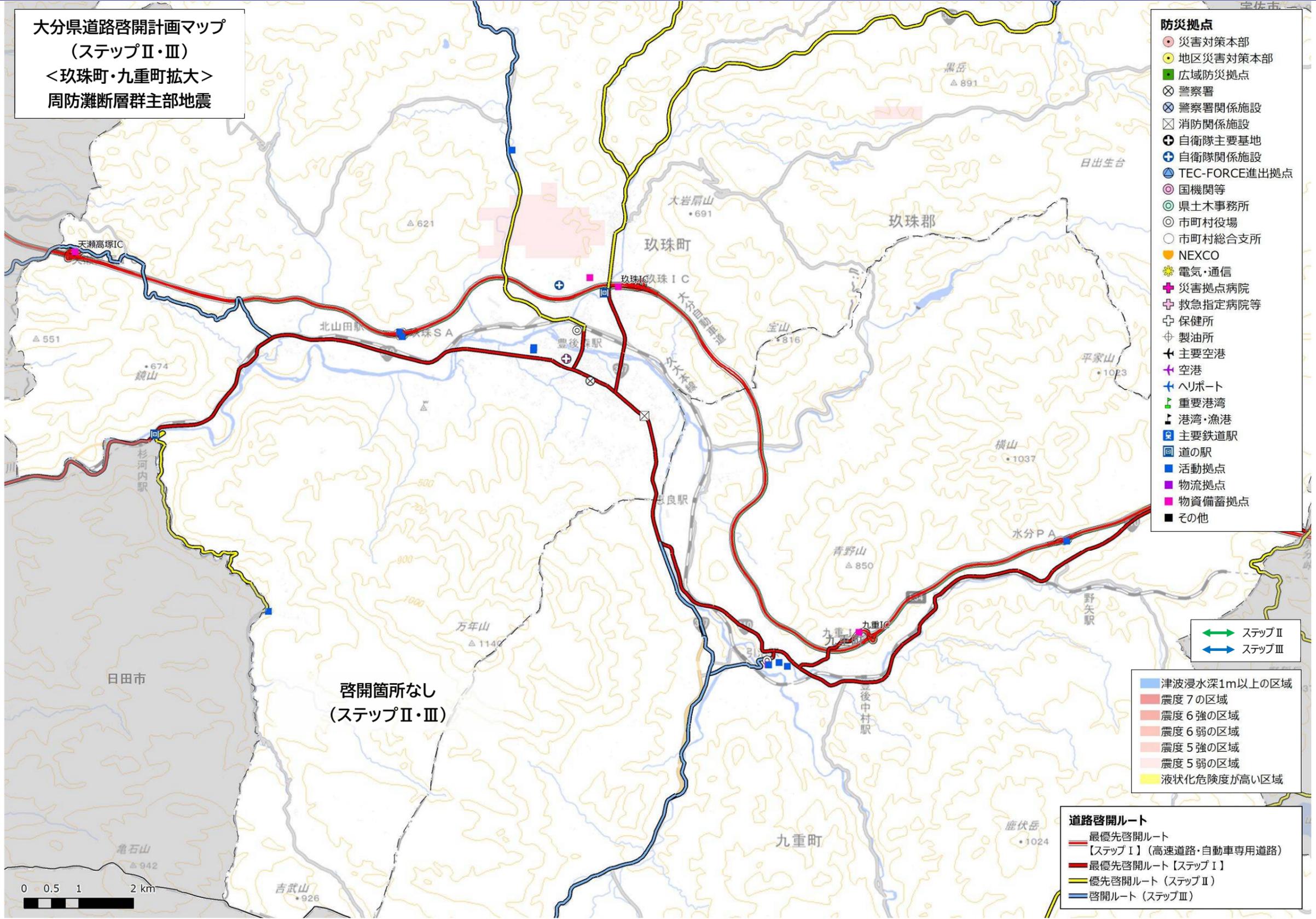
【周防灘地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(2/4)



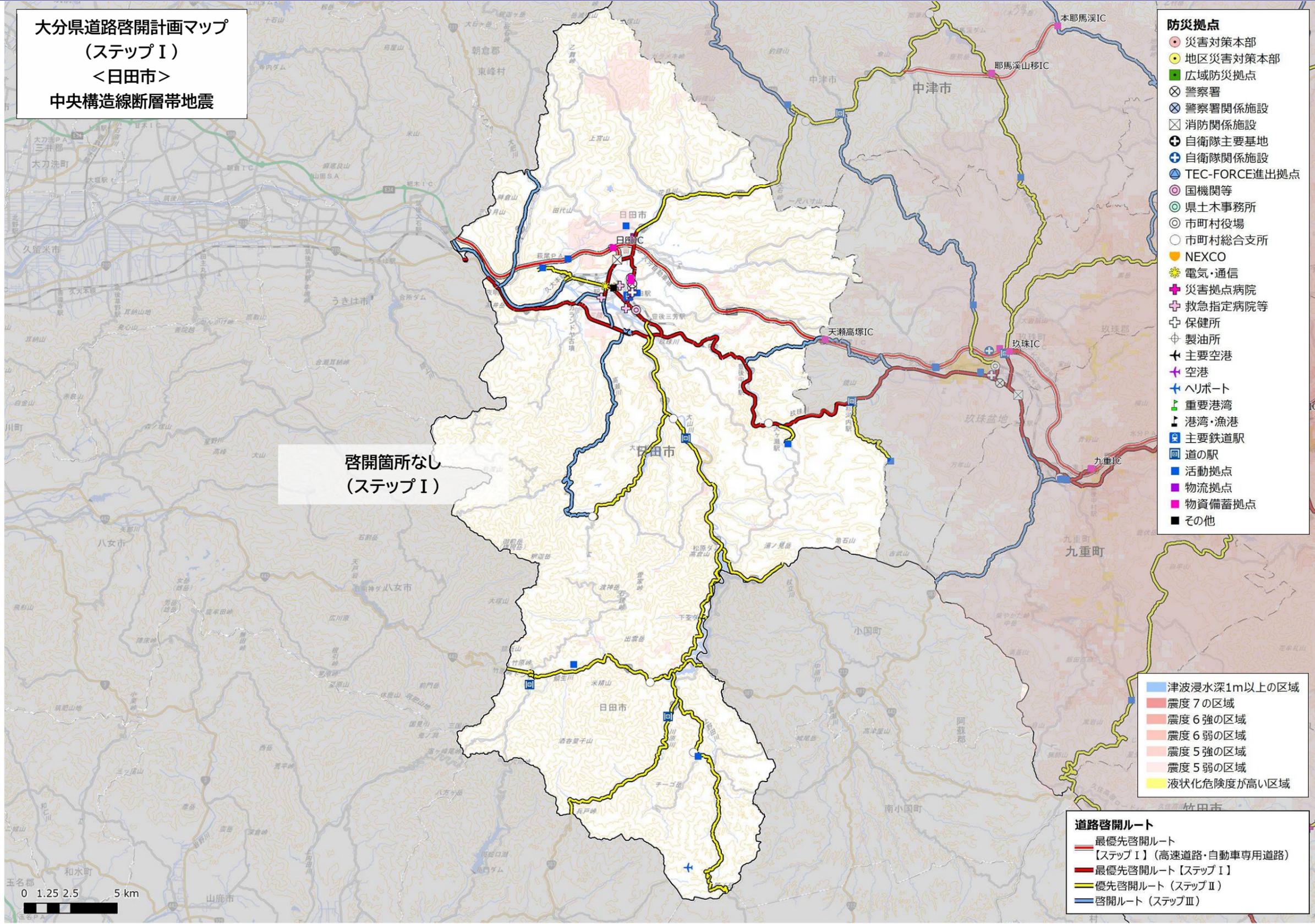
【周防灘地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(3/4)



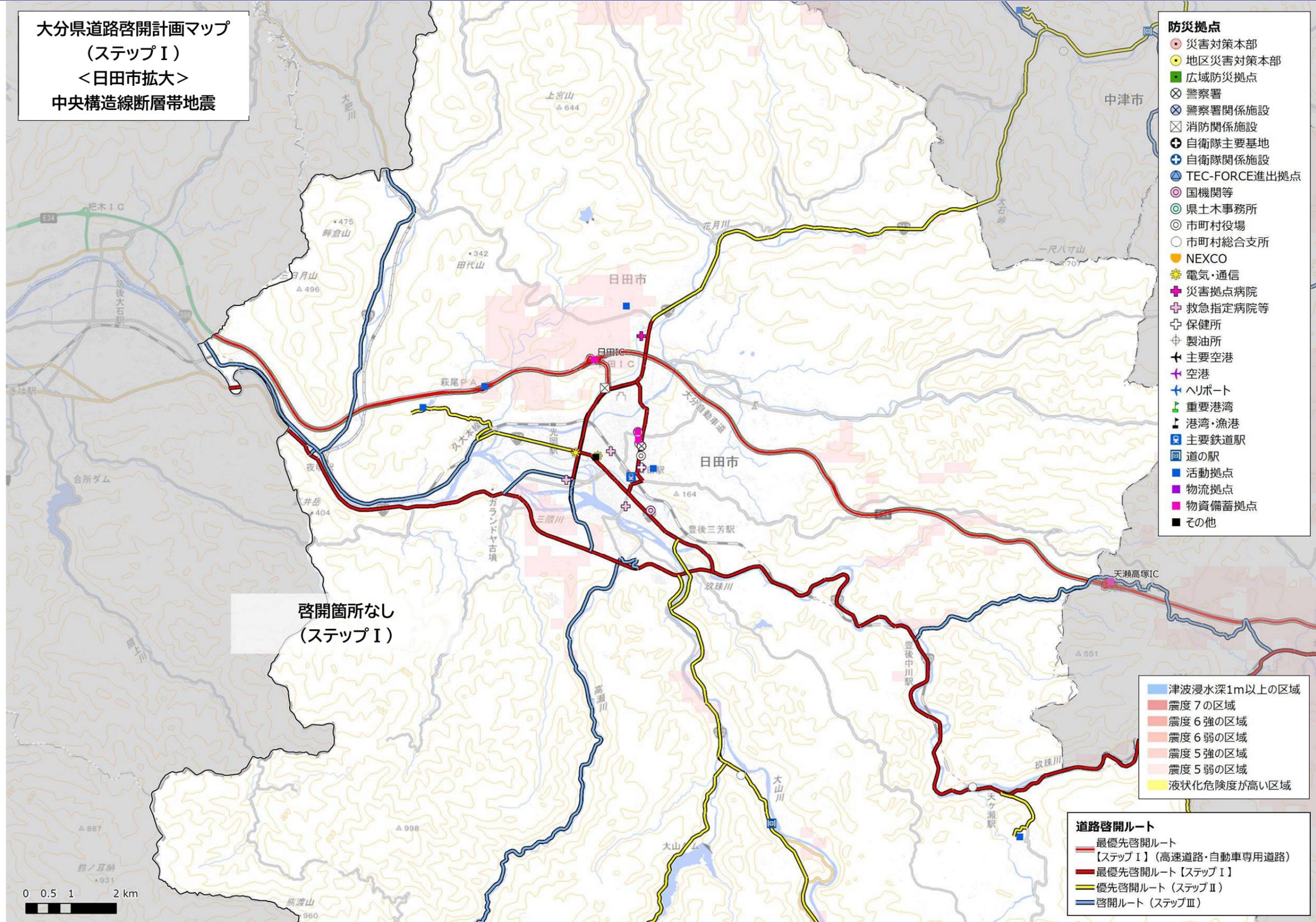
【周防灘地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(4/4)



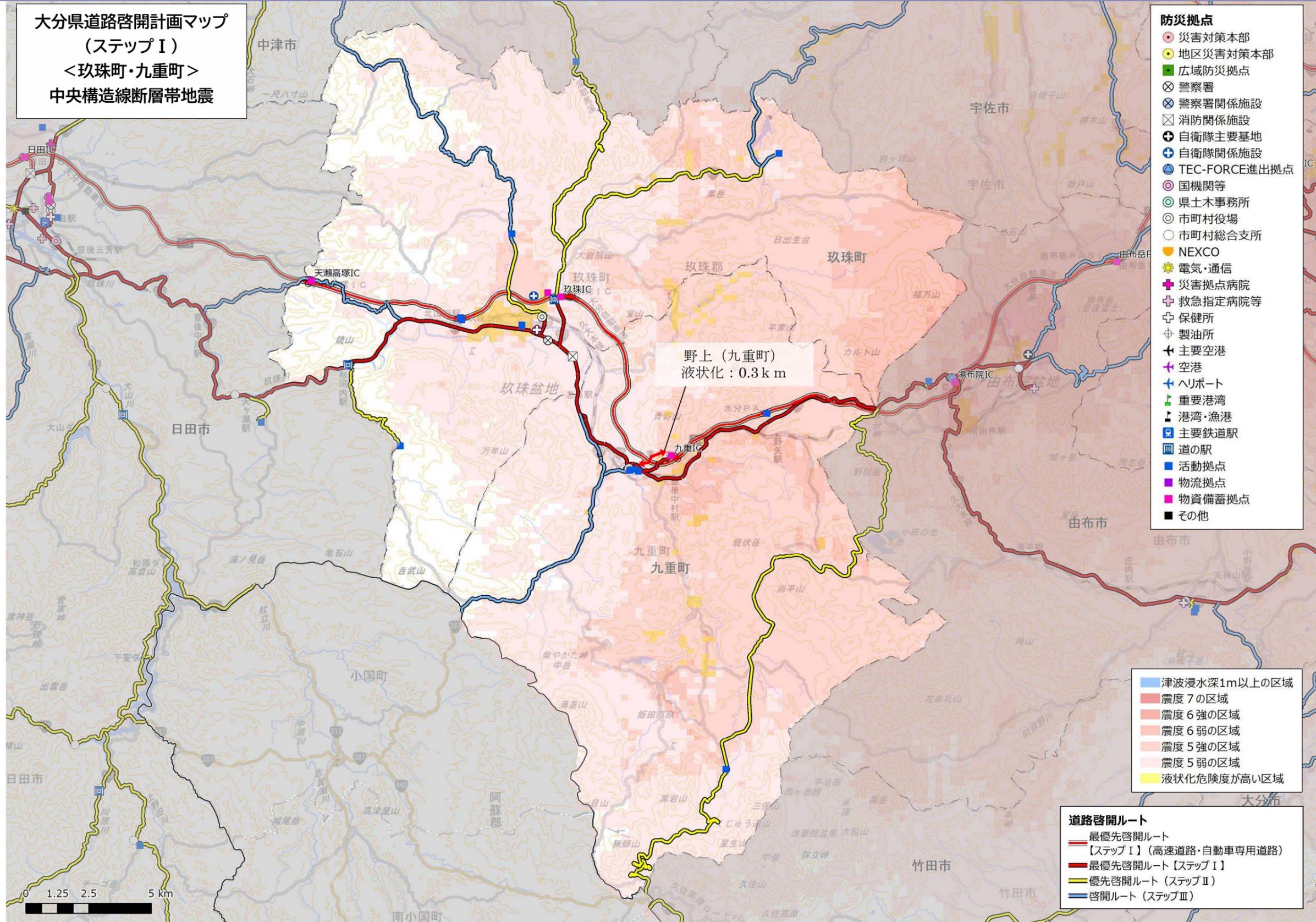
【中央構造線地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(1/4)



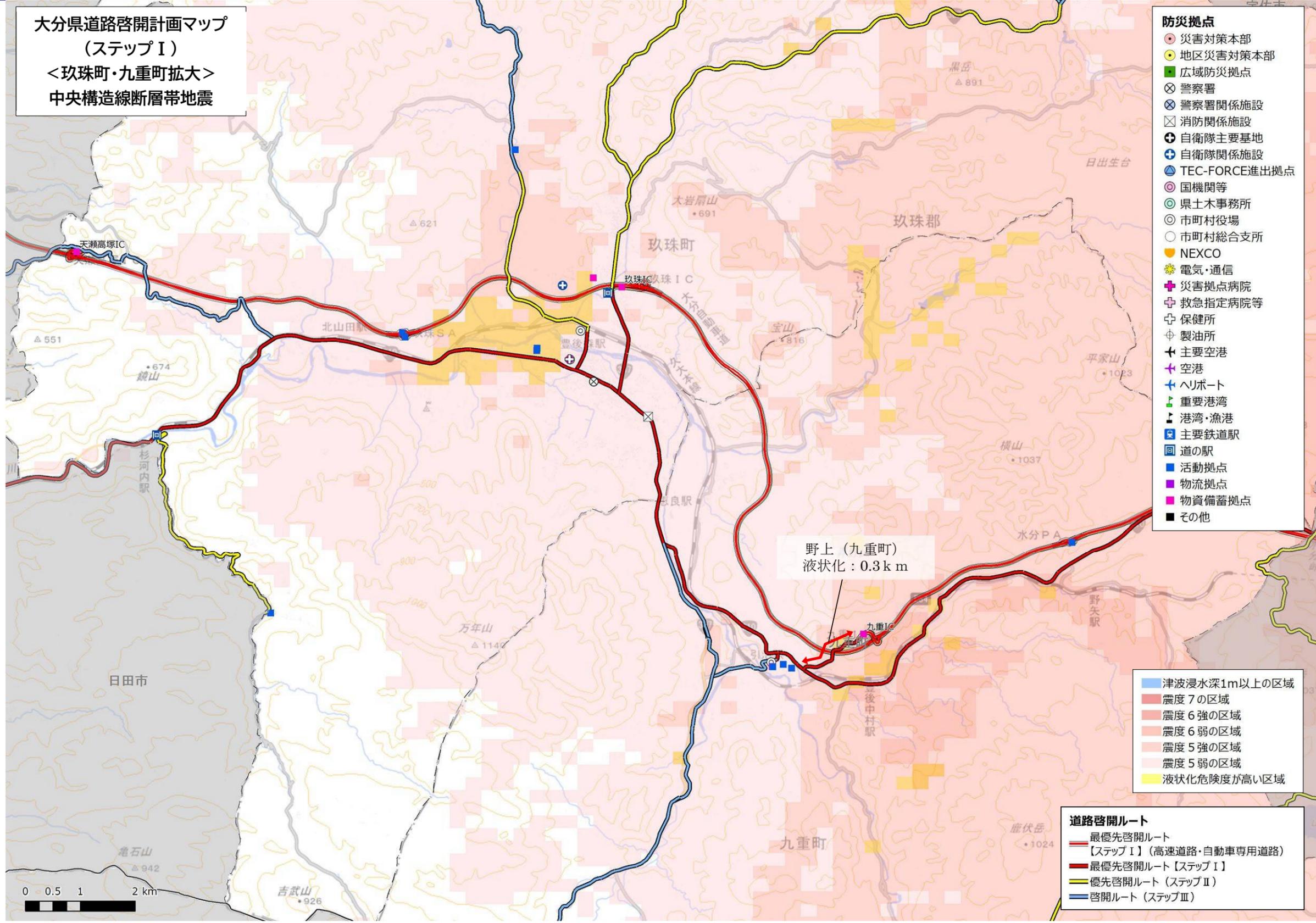
【中央構造線地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(2/4)



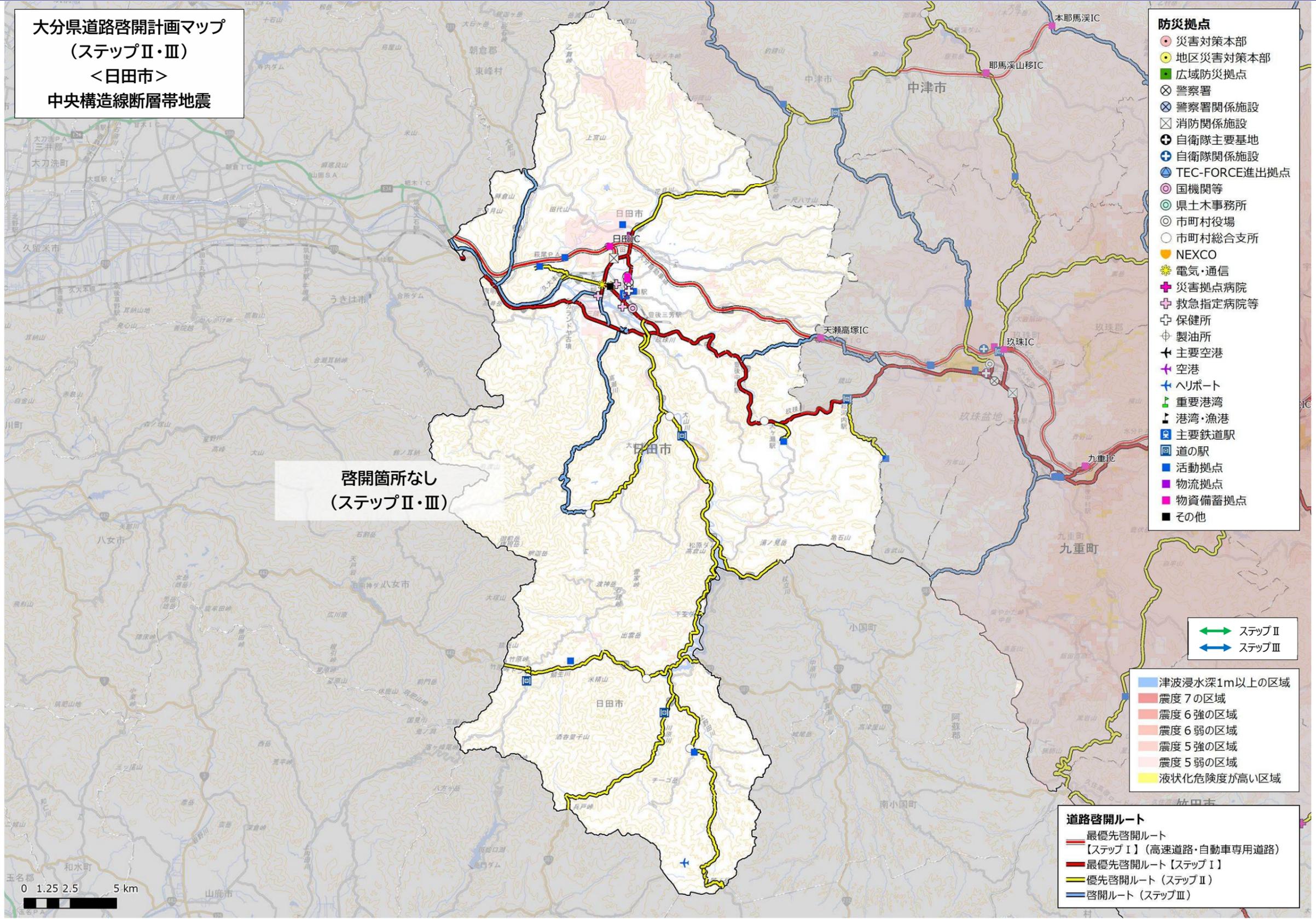
【中央構造線地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(3/4)



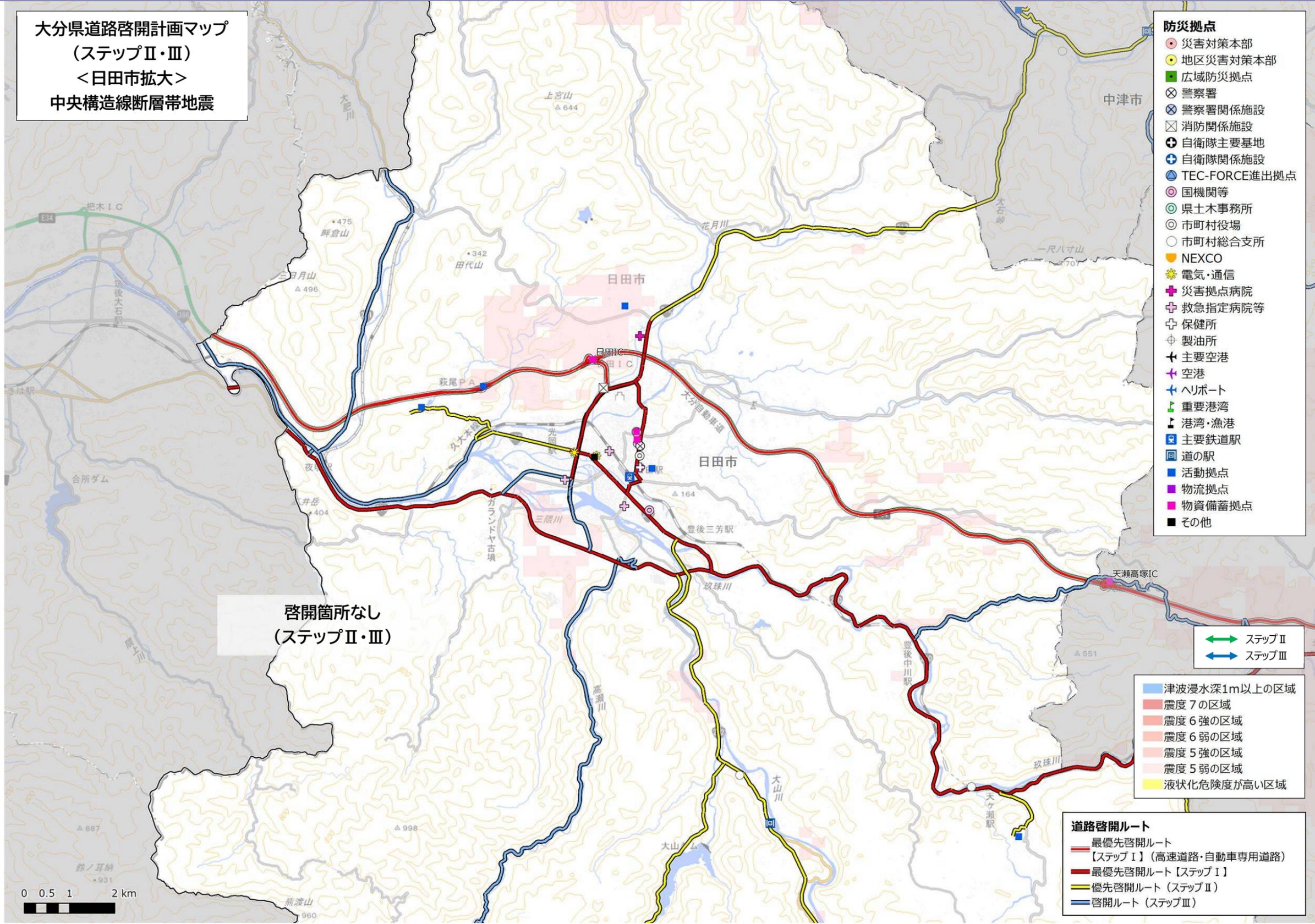
【中央構造線地震】最優先啓開ルート(ステップⅠ)の啓開体制(4/4)



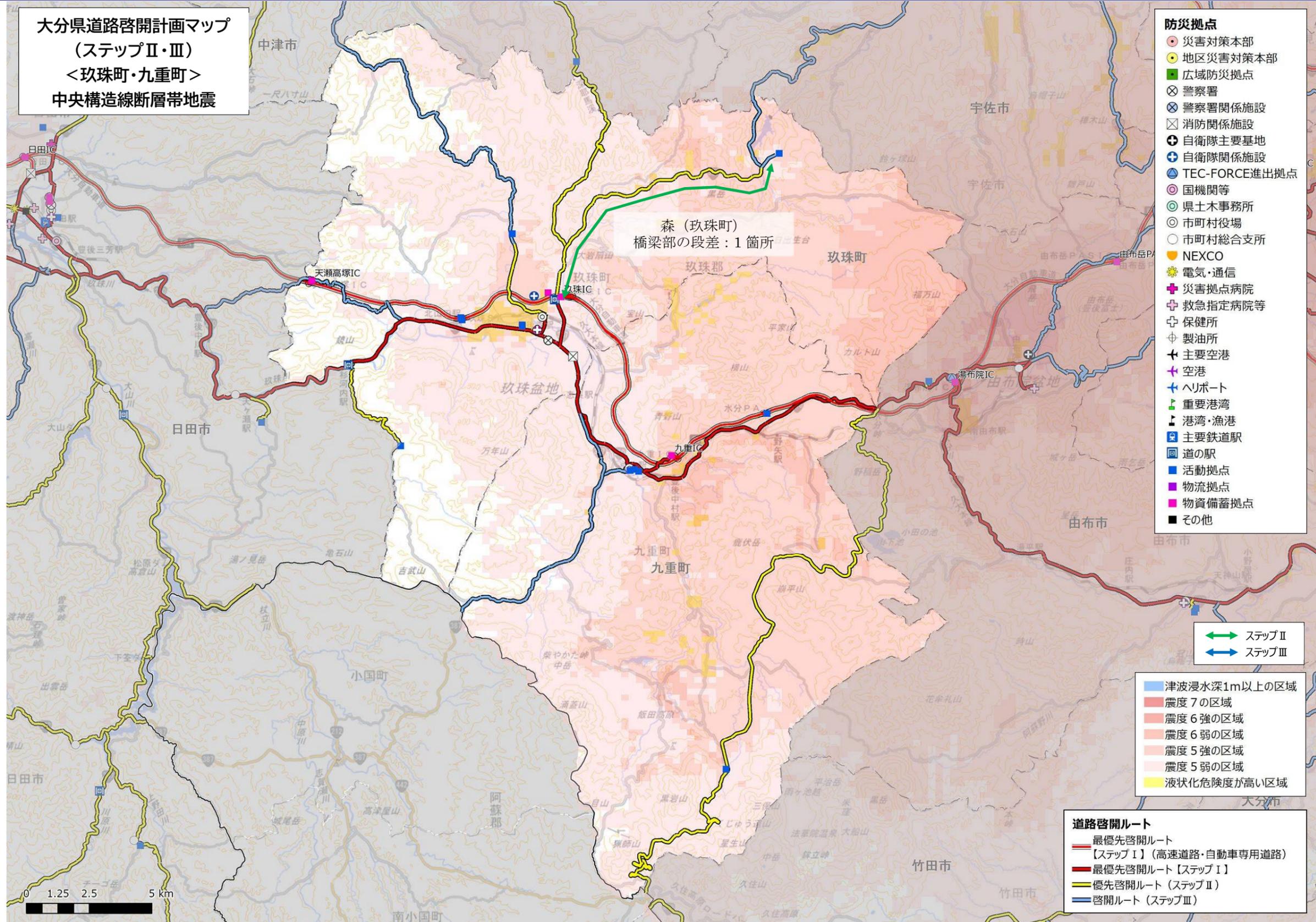
【中央構造線地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(1/4)



【中央構造線地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(2/4)



【中央構造線地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(3/4)



【中央構造線地震】優先啓開ルート(ステップII)・啓開ルート(ステップIII)の啓開体制(4/4)

